

医療法人和光会 木俵病院 面会規定

第1条（目的）

本規定は、入院患者様の療養環境の維持、感染防止、安全確保及び円滑な病棟運営を目的として、面会に関する必要事項を定めるものとする。

当院は、患者様とご家族との交流が患者様の精神的支援及び療養意欲の維持に重要であることを踏まえ、感染対策との両立を図りながら適切な面会対応を行う。

第2条（基本方針）

1. 当院は、患者様の療養環境及び安全を最優先とする。
2. 面会については、感染症流行状況、患者様の病状、病棟状況等を総合的に判断し運用する。
3. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症拡大時には、厚生労働省通知及び感染対策上の必要性に基づき、面会制限を行う場合がある。
4. 面会制限は一律ではなく、患者様の状態及び必要性を考慮し柔軟に対応する。

第3条(通常面会)

1. 面会時間

原則として以下の時間帯とする。

平日 14：00～18：30

土日祝 14：00～18：30

※診療、処置、リハビリ、入浴、食事時間等は面会をお待ちいただく場合がある。

※感染状況及び病棟運営上、時間変更又は中止する場合がある。

2. 面会人数

- (1) 1回につき原則2名までとする。
- (2) 面会時間は原則15分以内とする。
ただし、病状・看取り等により病院が必要と認めた場合を除く。

3. 受付方法

面会者は以下を行うものとする。

- (1) 手指消毒
- (2) 必要時のマスク着用
- (3) 職員からの説明及び指示への協力

第4条（面会時の遵守事項）

面会者は以下を遵守するものとする。

- (1) 発熱、咳、咽頭痛、下痢等の症状がある場合は来院しないこと
- (2) 病室内での飲食は禁止とする
- (3) 他患者様への接触及び病室出入りは禁止とする
- (4) 大声での会話を控えること
- (5) 患者様の安静を妨げないこと
- (6) 病院職員の指示に従うこと
- (7) 院内での無断撮影・録音は禁止とする
- (8) 感染対策上必要な防護具着用に協力すること

第5条（感染対策に伴う面会制限）

1. 面会の制限を行う場合

以下の場合は、当院は面会制限又は禁止を行う事ができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症流行時
- (2) インフルエンザ流行時
- (3) ノロウイルス等感染性胃腸炎発生時
- (4) 院内感染発生時
- (5) 行政機関からの要請がある場合
- (6) 感染対策委員会が必要と判断した場合
- (7) 多数の職員感染等により通常医療提供が困難となる場合

2. 制限内容

状況に応じ、以下の措置を講ずる。

- (1) 面会時間短縮
- (2) 面会人数制限
- (3) 面会予約制
- (4) 面会場所制限
- (5) 病棟単位での制限
- (6) 全面禁止

3. 制限解除

感染状況及び院内状況を踏まえ、感染対策委員会及び病院管理者が総合的に判断し、段階的介助を検討する。

第6条（制限下でも配慮する面会）

感染対策上制限が必要な場合であっても、以下については個別に面会を認める場合がある。

- (1) 終末期・看取り対応
- (2) 病状説明・治療方針説明
- (3) 検査前後
- (4) 退院支援及び介護指導
- (5) 精神的支援が必要な場合
- (6) 意思決定支援が必要な場合
- (7) 長期入院患者への心理的支援
- (8) 医療安全上必要な場合
- (9) その他病院長が必要と認めた場合

第7条（面会禁止）

以下に該当する場合は面会を禁止する。

- (1) 37.5℃以上の発熱
- (2) 呼吸器症状等の感染症症状
- (3) 感染症患者との接触歴
- (4) 飲酒状態
- (5) 病院職員の指示に従わない場合
- (6) その他病院が不適切と判断した場合

第8条（個人情報保護）

患者様及び職員のプライバシー保護のため、院内での写真撮影、動画撮影、録音、SNS投稿等は病院の許可なく行ってはならない。

第9条（附則）

本規定は令和8年6月1日より施行する。

参考

- ・厚生労働省「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」疑義解釈（令和8年3月23日）
- ・日本環境感染学会「医療機関における面会への対応」